

令和7年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 認定に当たっての確認書

※確認事項をお読みになり、該当する全ての口にチェックの上、裏面に署名をお願いします。

認定申請について		
1	認定申請前に「令和7年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用のごあんない」を読み、内容を理解しました。	<input type="checkbox"/>
2	認定申請に必要な申請項目を全て記載（電子申請の場合は入力）して申請します。記載内容に虚偽はありません。虚偽による申請の結果、認定承認となり、本事業利用中に事故等が生じた場合、その責任は全て申請者に帰属します。※特にアレルギーに関する情報は、命に関わりますので、虚偽記載は絶対に行わないでください。	<input type="checkbox"/>
3	認定申請に不備や未記入があり、連絡がつかない場合は無効となります。	<input type="checkbox"/>
4	必要に応じ、認可保育所等の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	認定申請時に、記載（電子申請の場合は入力）いただいた内容や児童の個人情報については、児童の安全な保育の実施のため、本事業の実施施設に提供されます。ただし、本事業以外の目的には使用されません。なお、本事業の利用中のこどもの過ごし方等実施施設間で共有すべきこどもの情報についても、実施期間中に施設間で共有されます。こちらも本事業以外の目的には使用されません。	<input type="checkbox"/>
6	認定申請後に、氏、住所、電話番号その他内容に変更があった場合は、速やかに担当課へ連絡します。又、認定承認後は、速やかに担当課へ変更申請書を提出します。特にアレルギーに関する情報は、命に関わりますので、アレルギー食品に変更等があれば絶対に担当課へ連絡してください。総合支援システムのID発効後は、自分でアレルギー等のお子さんの情報をシステムに入力することが可能です。安全安心な利用のため、入力をお願いします。お子さんの記録は実施施設に共有されます。	<input type="checkbox"/>
7	認定申請後に、幼稚園や保育園に入園が決定する等、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、速やかに市に連絡します。下記の施設に在籍すると利用できません。消滅申請書を提出してください。 【在籍すると本事業が利用できなくなる施設】 ・幼稚園 ・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育事業所、事業所内保育所） ・企業主導型保育施設	<input type="checkbox"/>
8	認定申請後に、市外へ転居することになった場合は、すみやかに市に連絡します。認定承認後の場合は、本事業の消滅申請書を必ず提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	本事業における利用者の認定、利用及び利用料減免の決定、現状の世帯情報、減免対象継続の確認に当たって、必要な範囲内で世帯の世帯情報及び市町村民税の情報を防府市が閲覧します。又、申請者の利用事業所の選択に資する情報提供及び円滑な制度の利用のため、防府市と関係市区町村が申請者及び申請児童に係る情報や制度の利用状況に係る情報を共有します。	<input type="checkbox"/>
10	本事業は、医療的ケアが必要な児童も利用可能ですが、現時点で本事業における医療的ケア児の受入れ可能施設が本市にはありません。	<input type="checkbox"/>
11	令和7年7月10日までに認定申請をした方については、認定承認となれば、認定通知及び8月までの利用チケットを郵送します。又、8月頃、9月からの予約に必要な総合支援システムの利用者IDを登録いただいたメールアドレスに送信します。非認定者は郵送でその旨通知を行います。	<input type="checkbox"/>
12	令和7年7月11日以降に認定申請をした方については、認定承認となれば、8月頃から順次、9月1日以降の予約に必要な総合支援システムの利用者IDを登録いただいたメールアドレスに送信します。非認定者は郵送でその旨通知を行います。尚、総合支援システムによる利用予約は9月1日分から可能です。	<input type="checkbox"/>
令和7年4月から8月末までの利用について（紙チケット利用）		
13	利用料は、当該利用日に利用施設にお支払いいただきます（前払い）。※利用料の減免対象者は、減免額を記載した認定通知を持参してください。	<input type="checkbox"/>
14	利用時に、利用チケットを忘れた場合、その日の利用はできません。必ず利用時には利用チケットをご持参ください。	<input type="checkbox"/>
15	利用チケットは、8月分までを認定通知と合せ一括で送付します。紛失した場合、再発行はできかねますので、なくさないよう管理してください。	<input type="checkbox"/>
16	本事業の実施期間中、毎月、利用可能施設を自由に選択することができます。ただし、同月内は1施設の利用に限ります。※総合支援システム導入後の9月以降はその制限もありません。	<input type="checkbox"/>
17	利用（日・時間）の予約は、各施設が定めている利用予約期限までに、直接連絡していただきます。毎月最初の利用時には、施設に利用申込書を提出し、その月の残りの利用日時も予約してください。毎月同じ施設で、特定の週の特定の曜日に同じ時間利用したい希望があれば、直接施設に相談してください。	<input type="checkbox"/>
18	利用の予約をしているが、キャンセルする場合は、利用の前日までに必ず施設に連絡してください。やむを得ず当日にキャンセルする場合は、キャンセルした予約時間分は使用済みとみなします。施設から連絡がありますので、予約時間分の利用チケットを施設へ持参してください。なお、キャンセル料は利用施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。	<input type="checkbox"/>

19	利用できる期間は、0歳6か月（認定日時点）から3歳となる前々日までです。ただし、利用施設によっては、0歳児クラス、1歳児クラスの受入をしない場合があります。	<input type="checkbox"/>
20	利用開始後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用終了となります。担当課に連絡し、消滅申請書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
<b>令和7年9月以降の利用について（総合支援システム導入後）</b>		
21	利用料は、当該利用日に利用施設にお支払いいただきます（前払い）。※利用料の減免対象者について、減免額を記載した認定通知の持参は不要です。	<input type="checkbox"/>
22	利用時に、利用チケットは不要です。利用開始と利用終了を打刻するため、施設が提示する二次元コードを読み取っていただくので、スマートフォンをご持参ください。	<input type="checkbox"/>
23	利用チケットはありません。利用者IDを使用して総合支援システム内で利用時間等の管理をしてください。	<input type="checkbox"/>
24	本事業の実施期間中、利用可能施設を自由に選択することができます。同月内に複数の施設を利用することも可能です。	<input type="checkbox"/>
25	利用（日・時間）の予約は、各施設が定めている利用予約期限までに、利用者IDを使用して総合支援システム内で予約してください。毎月同じ施設で、特定の週の特定の曜日に同じ時間利用したい希望があれば、直接施設に相談してください。	<input type="checkbox"/>
26	利用の予約をしているが、キャンセルする場合は、利用の前日までに必ず施設に連絡してください。※施設が予約承認する前であれば、利用者IDを使用して総合支援システム内でキャンセル可能です。施設が予約承認した後は、施設に電話等でキャンセルの連絡をしてください。 やむを得ず当日にキャンセルする場合は、キャンセルした予約時間分は使用済みとみなします。なお、キャンセル料は利用施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。	<input type="checkbox"/>
27	利用できる期間は、0歳6か月（認定日時点）から3歳となる前々日までです。ただし、利用施設によっては、0歳児クラス、1歳児クラスの受入をしない場合があります。	<input type="checkbox"/>
28	利用開始後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用終了となります。担当課に連絡し、消滅申請書を提出してください。	<input type="checkbox"/>

保護者のいずれもが、本確認書の事項について全て確認し、同意しました。

年 月 日

保護者署名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_